

上峰町中心市街地活性化事業地の現金自動預払機設置等事業実施要領

1 事業名

上峰町中心市街地活性化事業地の現金自動預払機設置等事業

2 目的

上峰町が実施している中心市街地の活性化を目的とした事業（以下、「上峰町中心市街地活性化事業」という。）敷地内に整備された商業施設に現金自動預払機を設置し、町民が日常の生活圏での入出金が可能となることにより、町民生活の利便性の向上を目的とする。

3 事業内容

「上峰町中心市街地活性化事業地の現金自動預払機設置等事業募集要項（以下「募集要項」という。）」のとおり

4 事業期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで

（事業の都合により協議のうえ期間を短縮又は延長することがある。）

5 参加資格要件

本事業に申込みをする者は、本店の所在地が佐賀県内にある金融機関とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税において未納がないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号。)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 当町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②か⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

6 スケジュール及び実施方法

(1) スケジュール

応募開始	令和8年3月19日（木）
質問書受付期限	令和8年3月25日（水）午後12時
申込書等提出期限	令和8年3月26日（木）午後5時まで
書類審査	令和8年3月26日（木）～3月31日（火）予定
候補者決定（結果通知）	審査後速やかに

(2) 質問書の受付及び回答

本事業に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。
なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

- ② 提出書類 質問書（様式4）
- ② 受付期間 令和8年3月19日（木）～3月26日（木）午後5時（必着）
- ③ 提出先
〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1
上峰町 出納室
TEL：0952-52-2183 FAX：0952-52-4935
- ④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ
※ ファクシミリの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。
- ⑤ 回答 令和8年3月25日（水）午後5時までに質問者へ回答する。

7 参加申込

(1) 提出書類

- ① 申込書（様式1）（※ 添付書類含む。）
- ② 指定金融機関等の指定状況一覧（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

- (2) 提出期限 令和8年3月26日（木）午後5時まで（必着）

- (3) 提出先 上記6の(2)の③と同じ
- (4) 提出方法 持参、郵送
- (5) その他 原則A4版とし、各1部提出

8 審査

(1) 審査方法・時期

申込期限後、速やかに申込書等により資格要件の確認、指定金融機関等の実績及び財務状況等を総合的に審査し、本事業の内容に最も適した協定締結候補者を選定する。なお、審査の過程において必要であると判断する場合は、ヒアリング・資料の追加提出等を求めることがある。

(2) 結果通知

選定結果については、書面にて全ての申込者に通知する。なお、審査経過については、公表しない。

9 資格喪失事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の本事業への資格要件を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 上記の5に定められた参加資格を満たさないとき
- (2) 上記の7に定められた提出方法によらず申込書等が提出されたとき
- (3) 上記の7に定められた提出期限までに申込書等が提出されなかったとき
- (4) 上記の7に定められた提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき
- (5) 提出された申込書等について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき
- (6) 本手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき

10 協定に関する事項

(1) 協定締結候補者

審査において、選定した者を協定締結候補者とし、協定締結の交渉を行う。

(2) 協定内容

本事業の協定内容については、本要領及び募集要項を基本とし、協定締結候補者との協議により定める。

12 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 本事業への申込等に要する一切の経費は、全て申込者の負担とする。

- (3) 申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに13の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退届（様式5）を提出すること。
- (4) 本事業に係る書類について情報公開請求があった場合は、上峰町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

13 問い合わせ先

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町 出納室

TEL : 0952-52-2183 FAX : 0952-52-4935